【学校感染症の種類と出席停止期間について】

感染症名		出席停止期間
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎（ポリオ）	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群	
	中東呼吸器症候群	
	特定鳥インフルエンザ	
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	※その他の感染症：学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に，学校医の意見を聞き，校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるもの(必ず出席停止を行うべきというものではない感染症) **・感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症等など)・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症・EBウイルス感染症・手足口病など**	

学校保健安全法施行規則第18条、第19条

※第三種　その他の感染症について

本学では出席停止の対象ではありませんが，以下**①②の場合のみ**出席停止扱いとなります。

①受診先の医師が，学校において流行を広げる可能性が高い感染症であると判断し出席停止を指示した場合。

②学内や周辺地域で通常みられないような重大な流行が起こり，学校医が出席停止の措置を認めた場合。

※①の場合は診断書(出席停止期間が明記されているものに限る)が必要です。